「任期途中の福祉員の推薦手続きについて」

社会福祉法人下関市社会福祉協議会

●福祉員が交代される場合

●現在、福祉員を設置していないが、新年度から、新たに福祉員を設置される場合

●現在、福祉員を設置しているが、新年度から、福祉員を増員される場合

１.「福祉員推薦書（任期中の変更）」のご提出をお願いいたします。

□ 現福祉員の任期は、令和７年４月１日～令和９年３月31日（２年間）です。

※上記期間の途中に委嘱を受けた方も令和９年３月31日が任期の満了日です。

□ 任期途中に福祉員が交代される場合は、後任者が決定し次第、同封の推薦書をご提出ください。（FAX可）
また、新たに福祉員を設置しようとされる場合や福祉員を増員される場合も、推薦書をご提出ください。（FAX可）

□ 推薦書は、随時受け付けています。

【委嘱状の交付について】

委嘱状は、推薦書を受け付けた日の属する月の翌月１日付けのものを、翌月末までに、新福祉員様へ直接お送りいたします。

（例）

３月１０日に推薦書を受付　⇒　４月１日付の委嘱状を４月末までに送付
４月１日に推薦書を受付　⇒　５月１日付の委嘱状を５月末までに送付

※自治会長様へ委嘱状の送付について、文書でお知らせいたします。

【福祉員活動費の助成について】

令和８年度の「福祉員活動費の助成」は、６月末までに推薦書を受け付けた人数に基づき計算し、７月下旬頃に各地区社会福祉協議会へ交付いたします。

基準額「１人あたり年額３，０００円（予定）」

２．福祉員が交代される場合は、「表札」「腕章」の引継ぎをお願いいたします。

□下関市社会福祉協議会では、福祉員活動支援の一環として「福祉員表札」及び「福祉員腕章」をご活用いただいています。福祉員が交代される場合は、「表札」「腕章」の後任者への引継ぎについて、ご配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

□なお、「福祉員腕章」の新たな配布につきましては、終了させていただいております。

□現在使用中の「腕章」につきましては、これまでどおりご活用いただければと思います。

【 見　本 】

〔福祉員表札〕

〔福祉員腕章〕

※配布終了（引継ぎのみ）
※引き続きご活用いただけます。

３．自治会長様が交代される場合は、このお願いについて、後任の方へ申し送りをお願いいたします。

年度替わりに際し、自治会長様が交代される場合は、このお願いを後任者へお申し送りくださいますよう、よろしくお願いいたします。

〔お問い合わせ先〕
下関市社会福祉協議会　地域福祉課（星野・横山）
〒750-0009 下関市上田中町一丁目 16 番３号
TEL　232−2002　FAX　232−1522